

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人みよしの会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席）

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

（理事及び評議員の報酬）

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

（監事の報酬）

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（報酬の支払い方法）

第7条 報酬の支払いについては、原則として業務にあたった日に支払うことができるものとし、同一日に第3条から第6条までの業務のうち、複数の業務にあたった場合には併給せず、いずれか高い方の報酬を支払うことができる。

（適用除外）

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
- 2 この規程は、平成18年 7月 1日より施行する。
- 3 この規程は、平成18年 11月 24日より施行する。
- 4 この規程は、平成20年 6月 1日より施行する。
- 5 この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。
- 6 この規程は、平成30年 9月 1日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬	7,000円
評議員会出席報酬	7,000円

別表 2

名 称	報 酬 額
理事長業務報酬	55,000円
理事及び評議員業務報酬	15,000円
監事監査指導等報酬	15,000円

別表 3

旅 費	宿 泊 費	報 酬 額 1 日
実 費	20,000円	理事長 20,000円 理事、監事、評議員 10,000円